

令和5年度 本校のいじめ対応について

生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議

1 本校のいじめ防止基本方針の改定について

- (1) 7月に生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議が「北海道いじめ防止基本方針」（道教委）、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール コンパス」（道教委）、「生徒指導提要」（文部科学省）に基づき原案を作成した。
- (2) 8月にPTA役員会、生徒協議会に説明。意見聴取を実施。学校運営協議会には、資料を送付。紙面にて意見聴取を実施した。
- (3) 職員会議を経て、9月に改定した。

2 いじめ防止基本方針の点検、見直しについて

- (1) 11月に生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議において、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール コンパス」（道教委）のチェックリストをもとに、自己点検を実施した。自己点検の結果、「いじめの認知」「助言・指導」「記録の保管、引き継ぎ」の項目において、全体への説明不足のため、全体の理解度が低いとの改善点があがった。年に3回生徒指導に関する研修を実施しているが、来年度は「いじめ対応」により時間をかけ、理解を深めていく。
- (2) 12月に実施した生徒アンケート、保護者アンケートにより、「いじめの定義の理解」「いじめ防止基本方針や対応についての説明」が十分ではないことがわかった。生徒へは、全校集会等での説明やLHRにおける指導の強化を図る。保護者へは、PTA総会の他、PTA研修会において説明機会の設定が可能か、今後協議していく。
日常生活において生徒が気軽に相談できる体制を整えているが、少数の生徒にとっては、相談できる環境と感じていないことがわかった。全職員が生徒との日常的な関わりを一層大切にし、生徒にとっての安心・安全な居場所づくりを目指していく。また、「SOSの出し方に関する教育」の実践を生徒指導部、相談支援部から発信していく。

3 いじめ対応について

- (1) 5月と10月にいじめアンケートを実施した。
- (2) いじめアンケート後に、生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議にて、いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義や「いじめの積極的な認知」、「いじめ見逃しゼロの徹底」に基づき、33件を認知した。
- (3) 生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議にて、対応方針を協議した。被害生徒の安全確保と不安解消及び加害生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察を実施した。
- (4) いじめの発端は、SNSに起因することが多い。保護者との連携及び家庭生活における指導、支援がより一層重要になってくる。